

文化会館樹木保守管理業務仕様書

1 対象

横須賀市文化会館
横須賀市深田台50番地

2 内容

上記敷地内の樹木、銀杏の保守（刈込み・剪定・消毒・施肥・除草等）

3 業務内容

ア 樹木保守

作業頻度は、樹木の成長や経年の変化に応じて実施。適宜巡回して状況把握をするとともに、その旨を報告。協議をして適切な保守管理を行う。

場所	種類	項目
管理棟大ホール棟中庭	ケヤキ	消毒・施肥
大ホール正面玄関前	黒マツ・モッコク・イヌツゲ・イロハモミジ・ヤマモモ・サワラ・サツキ	剪定・施肥
正面道路沿い(約63m)	カイヅカイブキ	刈込・消毒・施肥
大ホール駐車場入り口	寒ツバキ	消毒
大ホール駐車場柵沿い(約44m)	カイヅカイブキ・キンモクセイ・シャリンバイ・オオムラツツジ、イチョウ(隔年)	刈込・剪定・施肥
大ホール搬入口前土手	ヒイラギモクセイ・ツバキ・イチョウ・マツ・モクレン、シャリンバイ、カイヅカイブキ	刈込・剪定・施肥
大ホール側駐車場	銀杏	剪定
敷地内全域	雑草	除草
	害虫	防除・駆除
	対象樹木	巡回保守(灌水)

イ 保守項目

(1) 剪定・刈込み

- ① 剪定は樹形の骨格づくり、冠の整正、こみすぎによる病虫害及び枯枝の発生防止等を目的として行う。
- ② 剪定方法に枝下ろし（大枝下ろし）、枝すかし、ふところすかし、切り詰め、枝抜き、切り返し等があり、それぞれ樹種、形状及び種類に応じて最も適切な方法によって行う。
- ③ 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に景観上、規格形にする必要のある場合を除き、枝が成長した時の樹形が樹種毎にその固有制を有するように剪定する。
- ④ 花木類は花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定する。

⑤ 低木剪定（刈込）は標準剪定のほか、こみすぎの所、病虫害の多く発生した枝等を剪定するものとする。但し上記の枝でも必要と認めるものは残すこと。

⑥ 植込地内に入って作業する場合は、踏込部分の枝を損傷しないよう充分注意すること。

(2) 除草

基本的に植え込み地内の雑草を根より抜き取る。

(3) 施肥

粒状肥料N 1 5 : P 1 5 : K 1 5を散布することを標準とするが、樹木の状況に応じ肥料をかえて実施するものとする。

(4) 消毒・防除・駆除

① 薬剤はマラソン乳剤又はスミチオン又はこれと同等品以上のものとし、農薬に関する諸法規に基づいたもので病虫害の種類等により薬剤を変更する。

② 中低木の1㎡あたりの消毒液散布量は下記の表を標準とする。

樹高(cm)	薬剤使用量	希釈倍率
100未満	1. 0	800～2, 000
100～199	1. 5	800～2, 000
200以上	2. 0	800～2, 000

③ 散布にあたっては気象状況を充分考慮して行うと共に葉の裏側まで散布すること。

(5) 廃棄物処理

作業により発生した枝、葉等の廃棄物を作業終了後、敷地内に放置することなく、速やかに持ち帰り適正に処分する。

4 その他

下記の事項に留意し、業務にあたること。

ア 作業に必要な資格等を有する者に作業を行わせること。

イ 作業日を事前に調整し、作業にあたること。

ウ 作業の際、使用した施設・設備は原状回復すること。

エ 樹木の異常や、作業に関する苦情については、速やかに報告を行うとともに、必要な処置を提示し、指示を求める。

オ 作業前・後に必要な手続きをすること。作業中は安全巡視員を配置し、一般来館者の安全確保に努めること。

カ 本業務に係る官庁への届出などについて、必要な対応を行うこと。

キ 本仕様書に特に定めのない業務については、協議の上決定する。

5 報告書の提出

業務実施の結果について、業務報告書にて速やかに報告するものとする。